

○幸田町就学援助費事務取扱要綱

平成21年

第31号

改正 平成25年第12号

平成28年第4号

幸田町就学援助費事務取扱要綱（平成7年幸田町要綱第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対し町が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 就学援助を受けることができる者は、本町に住所を有し、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校又は義務教育学校に在学する児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

（2）次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者（第4条第1項及び第6条において「準要保護者」という。）

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

（ア）生活保護法による保護の停止又は廃止

（イ）地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定による市町村民税の非課税

（ウ）地方税法第323条の規定による市町村民税の減免

（エ）地方税法第72条の62の規定による個人の事業税の減免

（オ）地方税法第367条の規定による固定資産税の減免

（カ）国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金の掛金の減免

（キ）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による国民健康保険料の減免又は徴収の猶予

（ク）児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給

（ケ）生活福祉資金貸付制度の更生資金による貸付け

イ ア以外の者で次のいずれかに該当するもの

(ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(イ) 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者

(ウ) その他教育委員会が特に援助が必要と認める者

(申請)

第3条 就学援助を受けようとする者は、毎年度教育委員会が定める日までに、就学援助費受給申請書（様式第1号）に証明書類等を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 転入者又は年の途中で新たに援助が必要になった者については随時申請を行うことができる。

(認定の可否)

第4条 教育委員会は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、要保護者又は準要保護者としての認定の可否を行い、認定された者（以下「被認定者」という。）に対しては就学援助認定通知書（様式第2号）により、認定されなかった者に対しては就学援助審査結果通知書（様式第3号）により当該申請をした者に結果を通知するとともに、当該児童又は生徒が在学する学校の長にも認定の可否について通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による認定を行うに当たり必要があるときは、民生委員児童委員又は福祉事務所長に意見を求めることができる。

(異動)

第5条 被認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に当該事項を届け出なければならない。

(1) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき。

(2) 就学援助を必要としなくなったとき。

(認定の取消し等)

第6条 教育委員会は、次に掲げるもののほか、前条の規定による届出があったときは、要保護者又は準要保護者に該当しなくなった日をもって認定を取り消すものとする。

(1) 被認定者の児童又は生徒が死亡したとき。

(2) 虚偽又は不正の申請により援助を受けていることが判明したとき。

(3) その他教育委員会が要保護者又は準要保護者の認定の取消しを必要と認めたとき。

(期間)

第7条 被認定者が就学援助を受けることができる期間（以下この条において「認定期間」という。）は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 年の中途において被認定者となった者の認定期間は、当該認定を受けた日の属する月から翌年の3月31日までとする。

3 年の中途において認定を取り消された者の認定期間は、当該認定の取消しを受けた日（第9条第1項において「認定取消日」という。）の前日までとする。

（援助費目及び支給額）

第8条 被認定者に対し、次の各号に掲げる費目の区分に応じ当該各号に定めるものを予算の範囲内で支給することとし、その支給する額（以下「就学援助費」という。）は、毎年度町長が定める。

（1） 学用品費等 次のアからウまでに掲げる費目の区分に応じ当該アからウまでに定めるもの

ア 学用品費 児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験材料及び実習材料を含む。）又はその購入費

イ 通学用品費 児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）又はその購入費

ウ 校外活動費（宿泊を伴わないものに限る。） 児童又は生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

（2） 校外活動費（宿泊を伴うものに限る。） 児童又は生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

（3） 通学費 児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

（4） 修学旅行費 修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

（5） 体育実技用具費 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校又は義務教育学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具で当該授業を受ける児童又は生徒の全員が個々に用意することとされている用具又はその購入費

（6） 新入学児童生徒学用品費 新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き等）又はその購入費

（7） 医療費 学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要する経費で保護者が負担することとなる額

（8） 学校給食費 児童又は生徒が受けた給食で保護者が負担することとなる額。ただし、当該給食に係る単価は、町立の小学校又は中学校における学校給食費の単価を上限とする。

(9) 共済掛金 児童又は生徒の独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る共済掛金

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費目に係る就学援助費については、支給しない。

(1) 生活保護法第12条の規定による生活扶助の受給者に係る前項第6号に掲げる費目並びに同法第13条の規定による教育扶助の受給者に係る同項第1号から第3号まで、第5号及び第8号に掲げる費目

(2) 年の中途において被認定者となった者に係る前項第6号に掲げる費目

(3) 幸田町特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成21年幸田町要綱第32号）の規定により特別支援教育就学奨励費が支給されている者その他就学援助費に相当する支給等があった者に係る前項各号に掲げる費目。ただし、これらの額が就学援助費に満たない場合は、その差額の就学援助費を支給することを妨げない。

(支給方法)

第9条 町長は、被認定者に対し第7条に規定する認定期間に応じて、前条に規定する就学援助費を年4回以内に分けて支給する。ただし、年の中途において認定を取り消された者については、同条第1項第1号に掲げる学用品等にあつては認定取消日の属する月まで、同項第2号から第9号までに掲げる費目にあつては認定取消日の前日までに係る経費を支給する。

2 被認定者は、就学援助費の受領及び執行を当該被認定者の児童又は生徒が在学する学校の長に委任することができる。

(返還)

第10条 町長は、第6条の規定により認定を取り消された者に対し、既に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年第12号）

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式第1号の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則（平成28年第4号）

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第2条及び第8条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

### 就学援助費受給申請書

年 月 日

（宛先）幸田町教育委員会

年度就学援助費の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

住所	電話（ - - ）				申請者 (保護者)	ふりがな				
					氏名		⑩			
児童生徒	学校名	学年 (年度)	氏名	生年月日	マイナンバー (個人番号)					
	学校	年		. .						
	学校	年		. .						
	学校	年		. .						
	学校	年		. .						
世帯状況 (児童生徒を除く)	氏名	児童生徒との続柄	生年月日	マイナンバー (個人番号)						
			. .							
			. .							
			. .							
			. .							
申請理由（該当する番号に○を付けてください。）										
1 生活保護を受けている。 2 生活保護が停止又は廃止された。 3 市町村民税が非課税又は減免された。 4 個人事業税又は固定資産税が減免された。 5 国民年金の掛金が減免又は国民健康保険料が減免若しくは徴収猶予された。 6 児童扶養手当が支給された。 7 生活福祉資金貸付制度の更生資金による貸付けを受けた。 8 失業対策事業適格者手帳を持っている又は、職業安定所登録日雇労働者である。 9 その他、上記1～8に該当しないが経済的な理由で児童生徒の就学が困難である。										
備考欄										
・本制度は「幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に基づく個人番号利用事務です。この申請書により提供される個人番号は、就学援助受給資格の審査に必要な情報（申請者の世帯情報及び世帯員の所得・課税情報）の確認にのみ利用されます。 ・審査の結果は申請者（保護者）及び児童・生徒が在学する学校に通知します。										

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

様

幸田町教育委員会



就学援助認定通知書

先にありました就学援助費の受給に係る申請については、下記のとおり認定されたので通知します。

記

1 児童生徒名

2 学校名・学年

3 認定年月日

年 月 日

4 認定区分

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

様

幸田町教育委員会



就学援助審査結果通知書

先にありました就学援助費の受給に係る申請については、審査の結果、下記のとおり非該当となりましたので通知します。

記

- 1 児童生徒名
- 2 学校名・学年
- 3 非該当理由

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)